

議案第67号

沼田市都市計画税条例の一部を改正する条例について

沼田市都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月1日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 沼田市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、

「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 沼田市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第15項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。